

## 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画書

策定日 令和3年2月24日

女性が職業生活において急速な少子化の進展、国民の需要の多様化等の社会経済情勢の変化に対応していくために、その個性と能力を十分に発揮して活躍し、豊かで活力ある社会を実現できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

### 1. 計画期間及び取組の実施時期

令和3年4月1日から令和6年3月31日までの3年間

### 2. 内 容

#### 【分類②】職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備

- ・数値目標1 労働者の各月ごとの平均残業時間数等の労働時間の状況  
労働者全体の時間外勤務を月平均2.25時間以内とする。
- ・数値目標2 有給休暇取得率  
年次有給休暇取得率の平均を60%以上とする。

#### 対 策

- ・令和3年4月～現況調査及び分析
- ・令和3年10月～課題整理及び対応策の検討
- ・令和4年4月～対応策の決定
- ・令和5年4月～実施予定

### 3. 公表日 令和3年2月24日